

平成 18 年 7 月 6 日

金融庁監督局銀行第 1 課 御中

流動化・証券化協議会

「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見

この度、御庁が平成 18 年 6 月 6 日付で意見募集された「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）（以下「本案」という。）に対して、以下の通り意見を提出する。

〔意見〕

本案による改正後の監督指針 3-2-4(2)②ハの注 d のうち「特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、その評価の妥当性等を確認・検証するための具体的な手続きを定めているか。」の部分及び同 3-4-2 の二つ目の留意点のうち「特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、その評価の妥当性等を確認・検証しているか。」の部分は削除すべきである。

〔理由〕

流動化・証券化取引においては、複数の事業者が関与し、しかも案件毎にその役割分担は異なり、案件組成の際の信託財産の評価の妥当性の確認・検証は、個別案件においては必ずしも信託受託者に期待されておらず、また、信託法、信託業法その他法令上の義務を超える部分もある。その意味で、本改正案は、投資家保護の観点から屋上屋の新たな義務を信託受託者に課すものであり、流動化・証券化取引を不必要に阻害する要因になりうる。かかる義務を受託者に一般的に課すことは、信託を使うスキームのコストを徒に増大させ、あるいは、信託を使わず、信託よりも投資家保護の弱いビークルを使ったスキームの利用を増やす結果につながるおそれがあり、必ずしも投資家保護に資するものではないと思われる。

前回のパブリックコメントに対する御庁の回答¹によれば、物件の評価につき確認・検

¹ 「平成 18 年 3 月 15 日付け「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正案（受託審査体制の整備）に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」記載の No.1 のコメント③及び No.8 のコメントについての「金融庁の考え方」

証をすべきか否かについては「受託者としての役割や責任に応じて個別に判断する」としつつも、「受託価格が明らかに不当である」かどうかは確認・検証すべきと整理しているようであるが、後者が問題となるのは違法性や適切性が著しく欠ける場面と整理できるのではないかと思われる。したがって、百歩譲るとしても違法性や適切性の確認・検証をさせれば足り、評価の妥当性の確認・検証する義務を信託受託者に課すべきではない。

以 上